

# 秦野市公立幼稚園運営・配置実施計画

平成28年(2016年)1月

秦 野 市

秦野市教育委員会

# 目 次

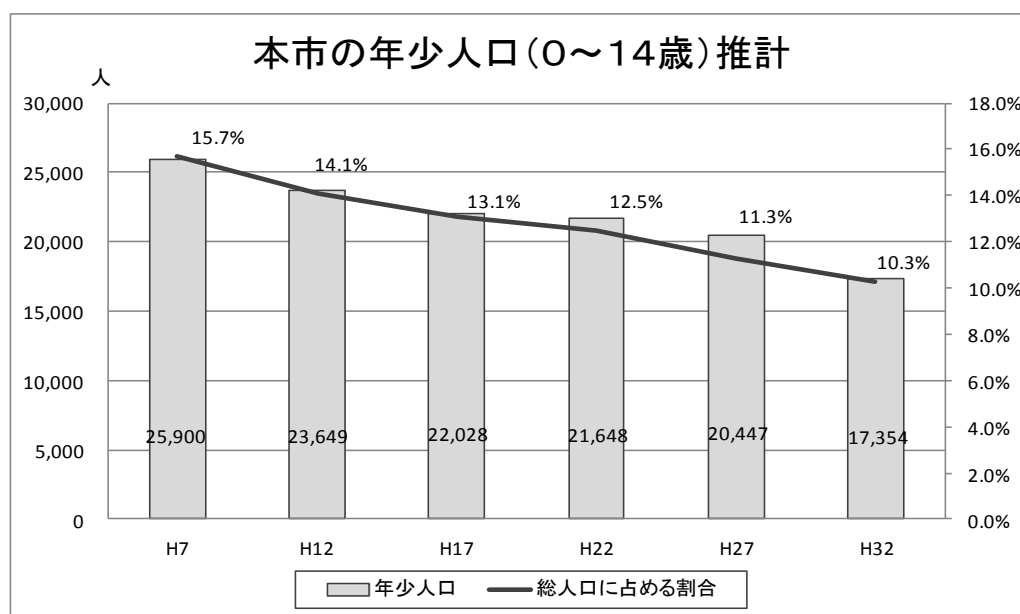
I	本市の就学前教育・保育の現状	
1	就学前児童の現状	1
2	教育・保育施設の状況	1
II	本市公立幼稚園の状況	
1	公立幼稚園の概要	3
2	園児数・学級数	3
3	運営経費と利用者負担	4
(1)	運営経費	4
(2)	利用者負担	5
III	秦野市公立幼稚園あり方検討委員会からの提言	6
IV	将来推計	
1	本市の幼児数と園児数	7
2	運営経費と利用者負担	8
(1)	運営経費	8
(2)	利用者負担	8
V	公立幼稚園運営・配置実施計画	
1	計画期間	9
2	基本方針	9
3	具体策	11
(1)	基本方針1 公立幼稚園の配置の見直し	11
(2)	基本方針2 利用者負担の見直し	14
(3)	基本方針3 公立幼稚園における子育て支援策の拡充	15

# I 本市の就学前教育・保育の現状

## 1 就学前児童の現状

本市の就学前児童（3～5歳）の人口は、ピーク時の昭和54年には、7,748人でしたが、平成27年には4,042人となり、36年間で3,706人（47.8パーセント）減少しています。

また、平成23年3月に策定された秦野市総合計画で示された人口推計では、これまで2万人台で推移していた年少人口（0～14歳）も、32年には1万7,354人まで減少するとされており、少子化の傾向が今後も続くものと予測されています。



※ 各年10月1日現在。(平成27年度のみ8月1日現在。)

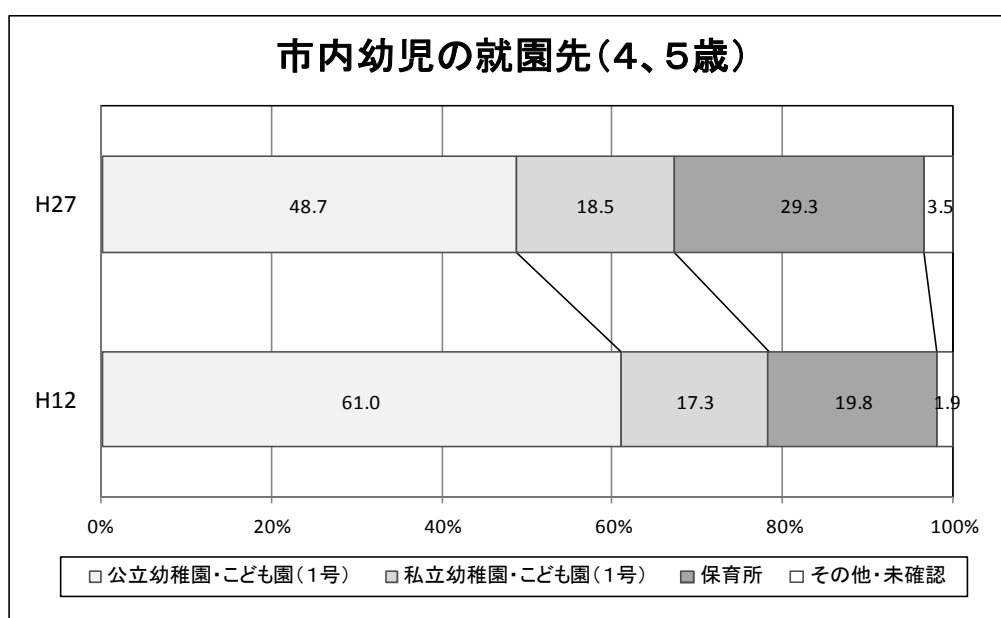
## 2 教育・保育施設の状況

平成27年9月現在、本市には、公立幼稚園10園、公立こども園4園、私立幼稚園2園、公立保育所1か所、私立保育所17か所がありますが、近隣市町村の幼児施設に在籍している幼児もいます。本市の3～5歳児の就園状況は、本市公立幼稚園が4歳からを対象としていることもあり、3歳児の約半数が家庭等での保育を受けていますが、平成27年5月現在の4、5歳児（2,610人）の約96.5パーセントが幼稚園、こども園又は保育所に在籍しています。

また、4、5歳児の就園状況は、平成12年度には、公立幼稚園（公立

こども園（1号認定<sup>①</sup>含む）61.0パーセント、私立幼稚園（私立こども園（1号認定）含む）17.3パーセント、保育所19.8パーセントでしたが、27年度には、それぞれ48.7パーセント、18.5パーセント、29.3パーセントとなり、公立幼稚園が減少した分の大部分が保育所の増加分になっています。また、9.7パーセントが市外の私立幼稚園（私立こども園（1号認定）含む）に在籍しています。

保護者は、多様な選択肢の中からそれぞれの生活スタイルや価値観に合う幼児施設を選択していることが伺え、全体としてのニーズは、公立幼稚園から保育所へ移行する傾向となっていることから、保育を必要とする保護者が増加していることがわかります。



また、平成25年度に就学年齢未満の子どもがいる市内の全ての家庭を対象として実施した、「子ども・子育て支援新制度施行事前調査」の結果では、3割以上の保護者が就労し、就労していない保護者でも、「1年より先に就労したい」、「すぐ1年以内に就労したい」と回答した保護者は6割以上であることから、保護者の就労意欲は高く、今後も就労しながら子育てをする保護者が増加することが見込まれます。

<sup>①</sup> 1号認定：平成27年度からの子ども・子育て支援新制度における、年齢や保育の必要性に応じた認定区分の一つで、1号認定は、子どもが満3歳以上で、教育のみを希望する場合の認定区分。

## Ⅱ 本市公立幼稚園の状況

### 1 公立幼稚園の概要

本市の幼稚園設置の歴史は古く、大正2年に私立秦野幼稚園（現在の本町幼稚園）が開園され、その後、旧行政区ごとの公立幼稚園設立の要望に伴い、公立幼稚園が7園となり、さらに、昭和40年代からの人口増加に伴い7園の幼稚園が開園し、昭和58年に14園体制となりました。

その後、園児数の減少に伴う余裕教室を活用し、ぽけっと21や預かり保育等の子育て支援に努め、平成11年度以降、全国に先駆けて、公立保育所との一体的利用を図るため、順次4園をこども園化し、幼保の連携による保育の幅や交流の輪を広げることにも努めてきました。なお、こども園化していない公立の渋沢保育園も、しぶさわ幼稚園との一体化により、平成28年度にこども園化が予定されています。

### 2 園児数・学級数

本市では、昭和40年代からの人口増加に伴い公立幼稚園を増設してきましたが、近年は、少子化や保育ニーズの高まりにより、公立幼稚園（公立こども園（1号認定）含む）の園児数や就園率は、減少傾向にあります。

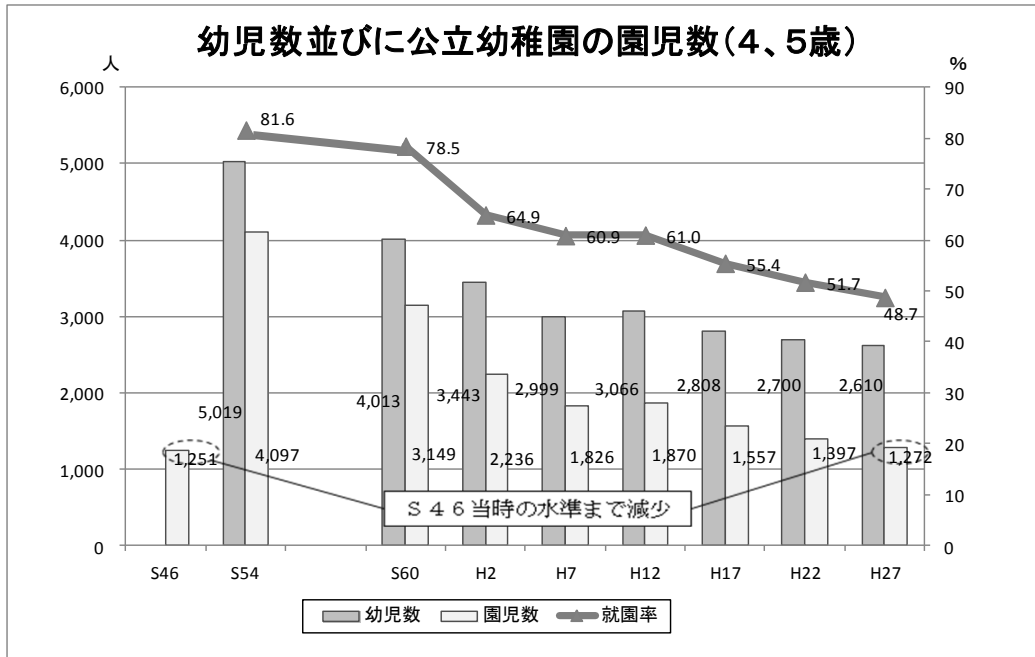
公立園児数は、昭和54年度の4,097人（就園率<sup>②</sup>81.6パーセント）をピークに減少し、平成27年5月1日現在、1,272人（就園率48.7パーセント）となっており、公立幼稚園7園体制であった昭和46年当時（1,251人）の水準まで減少しています。

学級数は、昭和54年当時、11園で113学級ありましたが、その後の園児数の減少に伴い、平成27年度には、49学級と半減しています。

特に、上幼稚園では、各学年1学級で、全園児数が15人以下になるなど、幼児教育上必要な集団性の維持が困難な状況も見受けられ、他の公立幼稚園にも同様の傾向が進むものと考えられます。

---

<sup>②</sup> 就園率：市内在住の4、5歳の幼児のうち、公立幼稚園に在園する幼児の割合のこと。



※ 幼児数：S54～H7は1月1日時点、H12以降は、4月1日現在。  
園児数：各年度5月1日現在。

### 3 運営経費と利用者負担

#### (1) 運営経費

公立幼稚園の幼稚園費<sup>③</sup>は、ピーク時の平成12年度には8億9,903万円で、26年度は、6億5,267万円となり、14年間で2億4,636万円(27.4パーセント)減少しました。その主な要因は、園児数の減少に伴う正規職員数の減少によるものです。

#### 【幼稚園費内訳の推移】

(単位:千円)

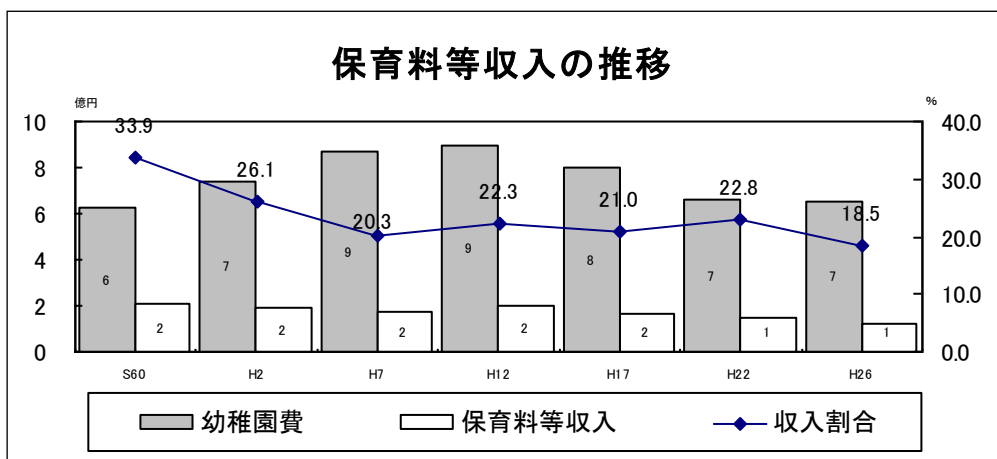
年度	幼稚園費 (建設費除く)	対平成 12年度比	内訳			
			職員 給与費	賃金等 (臨時職員)	維持 管理費	その他 (運営事務費等)
平成26年度	652,673	72.6%	457,337	102,383	64,619	28,334
平成22年度	656,843	73.1%	481,641	72,990	72,867	29,345
平成17年度	796,009	88.5%	607,789	62,013	96,059	30,148
平成12年度	899,030	—	740,254	39,597	72,057	47,122

<sup>③</sup> 幼稚園費：ここでは、幼稚園の運営経費から建設費を除いたもの。

## (2) 利用者負担

公立幼稚園の利用者負担については、入園料は、新入園児の入園に要する経費の実費とし、保育料は、昭和51年の秦野市幼稚園教育懇話会答申に基づき、園舎等の維持管理経費等を除いた、人件費等の幼稚園経常経費の3分の1を保護者負担の算定基礎としています。維持管理経費等が算定基礎に含まれていない理由は、園舎や設備等の老朽化の度合いが園ごとに異なることと、統合教育を必要とする園児が少なく、いくつかの拠点園により統合教育を実施していたことでした。現在では、ほとんどの園が築30年以上経過し、園舎や設備の老朽化が進み、また、統合教育を必要とする子どもが希望する園に通うことができるよう、全園で統合教育を実施しています。

このため、幼稚園費に占める保育料等収入は、ピーク時の昭和60年度には33.9パーセントでしたが、平成26年度には18.5パーセントに減少しています。



なお、平成26年度には、国の幼児教育無償化に向けた段階的な取り組みである就園奨励費補助金を活用した多子世帯への減免を行い、27年度からは、子ども・子育て支援法に基づき、多子世帯への減免額を拡大するとともに、非課税世帯のうち、ひとり親世帯等の保育料を無料にするなど、国の基準に合わせた保護者負担の軽減に取り組んでいます。

その一方で、生活保護世帯及び市民税非課税世帯（市民税所得割非課税世帯含む）以外の月額保育料は、国の基準が16,100円から25,700円までであるのに対し、本市では、4,400円から8,800円であり、国と比較すると3割から5割程度となっています。

### Ⅲ 秦野市公立幼稚園あり方検討委員会からの提言

園児数の減少や施設の老朽化、運営経費における利用者負担の割合などの公立幼稚園の課題に対し、学識者や公私幼稚園・保育所代表、保護者代表等で構成する「秦野市公立幼稚園あり方検討委員会」から、平成26年9月に次のような提言がありました。

#### 1 就学前教育・保育の一体的提供

保護者ニーズを把握した上で、公立幼稚園のこども園化を検討し、質の高い幼児教育と保育の一体的かつ総合的な提供に努める。

#### 2 子育て支援・特色ある教育の継続

本市が実施してきた幼児教育における「遊びを中心とした総合的な学び」や、「地域と連携した子育て支援」を今後も継続し、幼小中一貫教育や統合教育が全市的な取組みとなるよう今後も推進する。

#### 3 公立幼稚園・公立こども園の適正配置

公立幼稚園・公立こども園を一定数確保しながら、将来的には、公私連携<sup>④</sup>による学校法人や社会福祉法人への移行、近隣の学校教育施設との施設統合を検討する。特に、適正配置等については、長期的かつ広い視野を持って実行計画を策定し、今後の保育ニーズ等に配慮しながら実施する。

#### 4 利用者負担の適正化

現在の算定基礎に含まれていない保育環境を整えるための経費や園児の安全確保等の経費を含めた保育料に見直しを検討する。なお、保護者の急激な負担増とならないよう時期等に配慮する。

この提言を受け、本市では、平成27年3月に「秦野市公立幼稚園適正配置等検討庁内会議」を設置し、提言を実現するため、実施方策について検討を行いました。

<sup>④</sup> 公私連携：市町村が民間法人と連携し、土地や建物など設備の無償又は廉価による譲渡・貸付等により設置の支援を行いつつ、協定を結ぶことにより人員配置や提供する教育・保育等運営について、市町村の方針に則った運営が行われるよう担保するもの。特に、こども園に関しては、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第34条で「公私連携幼保連携型認定こども園」を規定している。

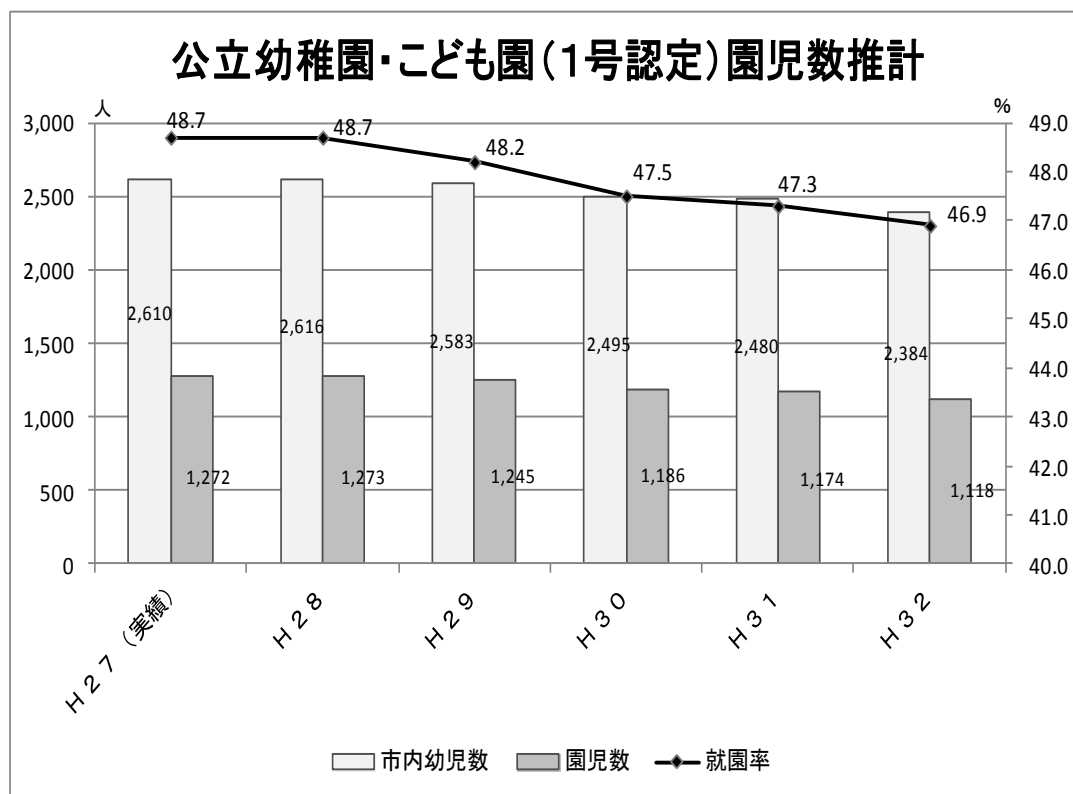


## IV 将来推計

### 1 本市の幼児数と園児数

各小学校区ごとに、普通出生率と直近4年間の平均増減率から4、5歳児人口を推計すると、平成27年度に2,610人である市内4、5歳児数は、少子化の影響により、32年度には、2,384人となり、226人（約8.7パーセント）減少することが見込まれます。

また、公立幼稚園及び公立こども園（1号認定）の園児数は、就園率の平成23年度から27年度までの5年間平均増減率により園児数を推計すると、27年度に1,272人である園児数は、32年度には1,118人となり、5年間で154人（12.1パーセント）減少することが見込まれ、これまでと同様、少子化に加え、保育ニーズが増加傾向にあることから園児数は減少するものと推測されます。



さらに、13の小學校区別に見ると、多くの地区で幼児数は減少し、それに伴い園児数も減少します。特に、公立幼稚園のうち、現在の上幼稚園に加え、大根幼稚園、みなみがおか幼稚園でも、5年後には園児数が70人以下となり、各学年1学級となるおそれがあります。

**【公立幼稚園・こども園（1号認定）園児数推計】**

（単位：人）

園名	H27(実績)	H28	H29	H30	H31	H32
本町	135	135	140	124	120	121
南・みどり★	208	223	203	206	206	197
東	103	105	114	115	119	118
北	129	135	137	128	118	108
大根	83	74	68	72	68	60
西	94	90	89	87	91	86
上	12	8	11	8	6	8
しぶさわ	127	133	130	122	126	119
みなみがおか	96	82	76	68	58	56
ほりかわ	106	115	118	112	126	121
ひろはた★	22	30	26	21	20	14
すえひろ★	93	80	68	65	57	50
つるまき★	64	63	65	58	59	60
合計	1,272	1,273	1,245	1,186	1,174	1,118

★…こども園

**2 運営経費と利用者負担**

**(1) 運営経費**

公立幼稚園・こども園の運営経費は、その7割程度を占める正規職員の人件費については、今後も園児数の減少による減少傾向が見込まれます。一方で、統合教育を必要とする園児の人数は増えつづけているため、統合加配教諭の増加により、臨時職員の賃金等は増加が見込まれます。

さらに、公立幼稚園・こども園の園舎の大部分は、築30年以上が経過しているため、改修が必要な箇所も増えることとなります。

**(2) 利用者負担**

公立幼稚園・こども園（1号認定）の保育料収入は、平成25年度には、1億4,252万9,128円でしたが、多子世帯への負担軽減を開始した26年度は、1億1,696万5,200円で、2,556万3,928円（17.9パーセント）減少しています。平成27年度以降は、子ども・子育て支援法に基づく負担軽減策の拡充や、園児数の減少により、保育料収入はさらに減少することが見込まれます。

## V 公立幼稚園運営・配置実施計画

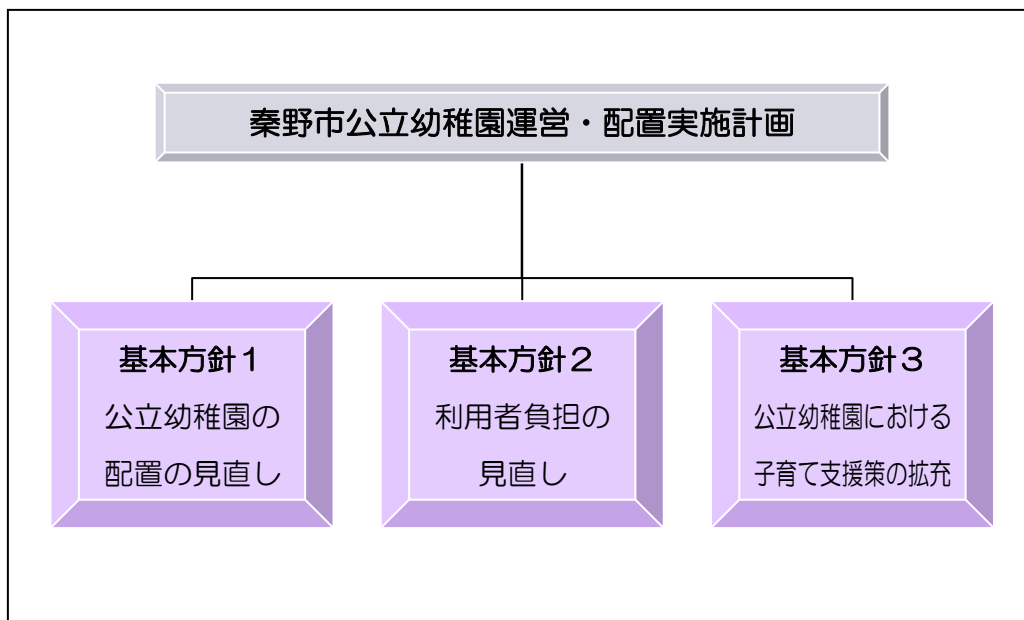
前述のとおり、少子化や核家族化、女性の社会進出等により、教育や保育についての考え方も多様化し、公立幼稚園を取り巻く環境は、変化が生じています。100年の歩みと歴史を踏まえる一方で、時代のニーズに即した幼稚園運営や配置が求められています。

そのため、公立幼稚園の現状と今後の見通し、公立幼稚園あり方検討委員会からの提言、幼児教育無償化や幼保の負担平準化等の国の動向を踏まえ、園児数の減少に伴う集団性の確保や、保育ニーズ充足の観点から、必要な対策を講じ、地域の子育て支援の核となる幼児施設として質の高い教育・保育の充実を図ります。

### 1 計画期間

実施計画の期間は、平成28年度から32年度までの5年間とし、同一期間を計画期間とする「秦野市総合計画後期基本計画」や「はだのわくわく教育プラン（新秦野市教育振興基本計画）」に位置づけ、計画的な実施に向けて取り組めます。

### 2 基本方針



## (1) 基本方針1 公立幼稚園の配置の見直し

- ① 公立幼稚園における集団性を確保し、よりよい幼児教育を行うため、園児数・学級数や設立の経緯、立地条件、保育ニーズ等を考慮した上で公立幼稚園の配置の見直しを図ります。また、幼児教育における多様な保護者ニーズを市内で充足できるよう民間幼稚園の充実に努めます。
- ② 今後、「1学年1学級となるか、2学級であっても1学級の人数が25人を下回る」状況が続くことが見込まれる場合は、当該園のあり方についての検討を行い、近隣小学校や他の幼稚園への施設統合及びこども園化を含めた民間法人への移行等、必要な対応をします。

## (2) 基本方針2 利用者負担の見直し

利用者負担である保育料については、幼稚園費（改修工事費等の臨時的経費及び統合教育に要する人件費除く）の3分の1を利用者の負担とすることとします。

## (3) 基本方針3 公立幼稚園における子育て支援策の拡充

子育て環境の充実に向け、就労する保護者が定期的に利用できる「幼稚園型一時預かり事業<sup>⑤</sup>」を実施します。

---

<sup>⑤</sup>一時預かり事業：これまで保育所等で行われていた保護者の出産・病気・冠婚葬祭等の理由により一時的に子どもを預かる事業で、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられている。幼稚園では、私学助成（公立では一般財源）による預かり保育が一般的であったが、新制度では、新たな類型として在園児を対象とする幼稚園型が創設され、公私ともに国による補助が受けられることとなった。

### 3 具体策

#### (1) 基本方針1 公立幼稚園の配置の見直し

平成27年1月に文部科学省が策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」によると、各学年1学級以下の学級規模では、クラス替えや、学級同士で切磋琢磨するような教育活動ができないというデメリットが生じるため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要があるとされています。幼稚園においても、適正な集団規模を確保することで、子どもたちは、他の幼児と触れ合い、共感しあう体験を通して人とかかわることの楽しさや大切さを学ぶことが必要です。

また、平成23年度の(社)全国幼児教育研究協会による全国国公立幼稚園への調査では、望ましい学級の人数について最も多かった回答は、4歳児は21人から25人(平均23.7人)、5歳児は26人から30人(平均26.1人)であるとの調査結果が示されています。

さらに、各園における集団性の確保を図るだけでなく、子ども・子育て支援新制度に伴い、平成27年3月に策定した「秦野市子ども・子育て支援事業計画」で示されている教育・保育の量の見込みについて、需要と供給のバランスを十分考慮する必要があります。

このことから、今後は、1学級しかない学年があるか、各学年が2学級であっても、1学級25人を下回る学級がある場合には、設立の経緯や立地条件、民間参入の可能性等を十分に考慮した上で近隣小学校や他の幼稚園への施設統合、こども園化を含めた民間法人への移行等、必要な対応を検討します。また、多様な保護者ニーズを市内幼児施設で充足し、市内の幼児が市内で教育を受けることができるよう、望ましい教育のための環境整備を行います。

#### ア 上幼稚園

上幼稚園は、全園児数が15人を下回るなど、公立幼稚園の中でも園児数の減少が顕著であり、先に示した基本方針1に照らしても、集団性の確保が急務であると判断されます。

このことから、民間参入が難しいと考えられる地域であることや、上小学校の余裕教室を活用した施設統合が可能であることから、小学

校と施設統合し、幼小一貫教育施設として地域の特性を活かした特色ある教育のさらなる推進を図ります。

なお、上幼稚園の建物については、地域の活性化につながるような有効活用を検討します。

#### イ みなみがおか幼稚園

みなみがおか幼稚園のある南地区では、多くの保育所やこども園が弾力的運用による定員以上の子どもの受け入れを行っていますが、待機児童が解消しない状況にあります。

一方で、みなみがおか幼稚園は、平成27年度には各学年2学級あるものの、1学級の園児数が25人を下回り、小規模化が進んでおり、前述の園児数の推計からも、園児数の更なる減少が見込まれています。

このことから、みなみがおか幼稚園のこども園化により、保育ニーズ充足を図りながら集団性の確保を図ります。こども園化に当たっては、民間活力の活用により、保育年数や通園手段等、多様な保護者ニーズにも対応する新たな幼児施設とするため、運営主体を民間法人へ移行します。

なお、民間法人への移行に当たっては、公私連携の手法を取り入れ、幼稚園型一時預かり事業や、本市が実施してきた小中学校との連携及び統合教育が継続されるよう努めます。

#### ウ その他の幼稚園

多くの幼稚園で集団性の確保が課題となっているため、基本方針として示した基準により、園児数・学級数、小学校との位置関係、設立の経緯、保育ニーズ、近隣幼児施設の状況等を十分に考慮した上で検討を重ね、必要な対応を行うものとします。

【公立幼稚園 今後5年間の方向性】

地区名	中学校名	小学校名	園名	方向性
				平成28年度から32年度まで
本町	本町中	本町小	本町幼稚園	※印の方針に従い対応する
		末広小	すえひろこども園	(こども園)
南	南中	南小	南幼稚園	※印の方針に従い対応する
			みどりこども園	(こども園)
	南が丘中	南が丘小	みなみがおか幼稚園	民間法人への移行(公私連携によるこども園化)
東	東中	東小	東幼稚園	※印の方針に従い対応する
北	北中	北小	北幼稚園	
大根	大根中	大根小	大根幼稚園	
		広畑小	ひろはたこども園	(こども園)
	鶴巻中	鶴巻小	つるまきこども園	(こども園)
西	西中	西小	西幼稚園	※印の方針に従い対応する
		堀川小	ほりかわ幼稚園	
	渋沢中	渋沢小	しぶさわ幼稚園	(28年度からこども園)
上	西中	上小	上幼稚園	小学校へ施設統合

※ 1学年1学級又は、1学級25人を下回る状況が続くことが見込まれる場合には、施設統合やこども園化を含めた民間法人への移行を検討

## (2) 基本方針2 利用者負担の見直し

公立幼稚園の保育料の算定については、幼稚園費の3分の1としていますが、現在の保育料収入は4分の1以下となっています。平成26年9月の公立幼稚園あり方検討委員会からの提言では、現在含まれていない保育環境を整えるための経費や園児の安全確保等の経費を含めて算定すべきとの方向性が示されています。

また、平成26年11月に示された「秦野市公共施設の利用者負担の適正化に関する方針」においても、学校教育施設は対象外とするものの、公共施設の利用者負担割合を建物の減価償却費を含めたフルコストの3分の1とすることとしています。

このことから、幼稚園費から改修工事費等の臨時的経費や統合教育に要する人件費を除き、建物の減価償却費を加えた額を算定基礎とし、保育料がその3分の1となるよう見直し、現在月額8,800円である保育料を平成29年度から月額9,800円に改定します。

なお、現在、減免制度により入園後の減免申請に基づき行っている生活困窮世帯や多子世帯への負担軽減については、拡充した上で保育料表に規定し、保護者が手続きすることなく、負担軽減を必要とする全ての保護者が保育料の軽減を受けられるようにします。

### 【公立幼稚園保育料改定案】

区 分	本市公立幼稚園保育料(月額)	
	改定案 (※1、2)	現行 (※3)
①生活保護世帯	0円	8,800円
②市民税非課税世帯	0円	
③市民税均等割額のみが課税される世帯等(※4)	3,000円	
④市民税所得割課税額48,600円未満世帯	5,000円	
⑤市民税所得割課税額54,000円未満世帯	6,400円	
⑥市民税所得割課税額62,000円未満世帯	7,300円	
⑦市民税所得割課税額71,000円未満世帯	9,000円	
⑧市民税所得割課税額71,000円以上世帯	9,800円	

※1 多子世帯への負担軽減策として、小学校3年生以下の子どものうち、第2子は半額、第3子は無償とする。

※2 所得割額のみが課税される世帯のうち、ひとり親世帯や、保護者又は保護者と同一世帯に属する者が条例で定める障害者等要保護者に該当する場合は、保育料を無料とする。

※3 現在、生活困窮世帯や多子世帯への負担軽減については、減免制度で対応。

※4 養育里親等



### (3) 基本方針 3 公立幼稚園における子育て支援策の拡充

本市の公立幼稚園では、保護者が中心となって組織する運営委員会が主体となって、幼稚園の保育時間外において園児を保育することが困難な場合に対応する「預かり保育」を実施してきました。しかし、実施日数等が少なく、多様化する保護者のニーズに十分に対応することができませんでした。

一方、平成27年度から始まった「子ども・子育て支援新制度」において国では、待機児童対策として、幼稚園又は認定こども園で主に在園児（1号認定）を対象とする「幼稚園型一時預かり事業」が新たに創設されました。

公立幼稚園における子育て支援機能の拡充が求められていることから、これまでのリフレッシュ目的の利用を継続するとともに、就労している保護者にも利用しやすい安定的なサービスとするため、本市公立幼稚園において、在園児を対象とする幼稚園型一時預かり事業を平成28年度から実施します。

#### ア 内容（案）

(ア) 実施日：月曜日～金曜日（祝日、年末年始等除く）

(イ) 実施時間：教育時間終了後から18時まで

※ 夏季等長期休業中は9時から18時まで

#### イ 利用料金（案）

区 分		利用料（円／回）
教育時間終了後（14:30～18:00）		400
教育時間終了後（11:30～18:00）		700
長期休業中	一日（9:00～18:00）	900
	午前（9:00～12:00）	300
	午後（12:00～18:00）	600